

お知らせ

令和7年(2025年)3月26日

報道機関各位

函館市総務部人事課
(21-3667)

通年の軽装勤務（ナチュラル・ビズ・スタイル）の実施について

標記の件について、国では、個別の期間設定を行わず通年で一人一人が判断して軽装等を行う方針を明らかにし、北海道においても年間を通して働きやすい服装で執務を行う取組を実施しております。

このことから、本市においても、省エネの推進と職員の働きやすさの向上を図ることを目的に、これまでの夏季における軽装の取り組みを発展させ、通年で働きやすい服装で執務を行う取組を試行していたところですが、取組みについて検証した結果、業務の遂行に支障は生じないものと認められたため、下記のとおり本格実施することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 実施日

令和7年(2025年)4月1日から

2 対象

会計年度任用職員を含む全職員（制服着用職員を除く）

3 軽装の範囲等

- (1) 原則、上着（ジャケット等）とネクタイの着用を不要とする。ただし、行事や来客等で所属長が事前に指定した場合は着用する。
- (2) 来庁者に不快感を与えず、かつ公務員としての品位を損なわない服装とし、職員各自が適切に判断する。なお、職員個人が自主的に上着やネクタイを着用することは可とする。

<問い合わせ先>

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
函館市総務部人事課(Tel.21-3667直通)